

子育て短期支援臨時特例事業

1 事業の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施すること等により、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

以下（1）～（4）の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。

（1）専任人員配置支援

① 事業内容

子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に体して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。

② 実施要件

ア 本事業の対象となる施設は、「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下、子育て短期支援事業実施要綱という。）に基づき、市町村から事業の委託を受けた施設であって、次の要件のいずれも満たす施設とする。

（ア）子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受入を拒否しないこと。

（イ）子育て短期支援事業に専従職員として、1名以上を配置すること（施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。）。

イ 専任人員配置支援の対象となる施設は、道、児童相談所、市町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。

（2）親子入所等支援

① 事業内容

レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、利用する親子に対して以下の支援を行う。

ア 保護者のレスパイト・ケア支援

イ 児童の養育方法・関わり方、その他家庭に関する不安・悩み等の相談

支援

ウ 子育て等の協働による保護者のエンパワメント支援

エ その他、親子支援に資する取組

② 対象者

保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアを希望する家庭や、保護者のレスパイト・ケアとあわせて児童との関わり方や養育方法について支援が必要な家庭の他、親子で利用することが必要であると市町村が認めた家庭。

③ 実施施設等

本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、親子支援を適切に行うことができる施設等とする。

④ 実施要件

利用日数については、実施主体となる市町村が、支援を必要とする家庭に対して、家庭が抱える課題や意向を丁寧に確認し、支援ニーズに基づいて決定すること。

(3) 入所希望児童支援

① 事業内容

保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。

② 対象者

養育環境に課題のある家庭で暮らす児童であって、児童自身が一時的な利用を希望する児童

③ 実施施設等

本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、児童の保護を適切に行うことができる施設等とする。

④ 実施要件

ア 児童が直接又は関係機関を通じて、市町村を介さずに実施施設等に利用相談した場合

(ア) 実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合には、児童の意向を確認し、当該児童の安全を最優先に考慮したうえで、受入の可否を行うこと。

(イ) 実施施設等が児童を受け入れた場合には、速やかに、当該児童の居住市町村及びその保護者に対して、児童の状況等の連絡を行うこと。その際、児童を一時的に受け入れることについて、保護者の同意を取ること。

(ウ) 実施施設等は、保護者の同意が得られない場合であって、本事業による受入を行わないと児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、当該児童の居住市町村に連絡を行い、連絡を受けた市

町村は児童相談所とも連携のうえ、一時保護も含めて必要な支援を行うこと。

(エ) 受入を行った実施施設等は、市町村・関係機関と連携し、家庭・養育環境の状況把握を行うこと。

(オ) 市町村は、受入を行った実施施設等と連携し、児童の意向や家庭・養育環境の状況を勘案して利用日数を決定するとともに、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。

イ 児童が直接又は関係機関を通じて市町村に相談した場合

(ア) 市町村は、直接又は関係機関を通じて、児童から利用の相談を受けた場合には、当該児童の意向や家庭・養育環境の状況を丁寧に確認し、本事業の利用が必要である場合には、市町村は受け入れ可能な実施施設等の調整を行うこと。その際、受け入れ可能な実施施設等と調整し、支援を希望する児童の送迎について、適切な配慮を行うこと。

(イ) 利用の調整を行った市町村は、当該児童の保護者に対して、受け入れ先の実施施設等や利用日数等の必要な情報提供を行い、一時的な児童の受け入れについて保護者の同意を取ること。その際、家庭・養育環境の状況把握に努め、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。

(ウ) 利用の調整を行った市町村は、保護者の同意が得られない場合であって、児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、児童相談所とも連携のうえ、一時保護の検討を行うこと。

ウ その他

(ア) 受け入れ期間は過度に長期間とならないよう、児童及びその保護者の関係改善に向けた調整に努めること。

(イ) 本事業の実施施設等は、市町村、道、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、児童の意向や家庭・養育環境の状況を踏まえ、必要に応じて他の支援につなぐこと。

(ウ) 受入を行った実施施設等は、児童にとって安心・安全な居場所となるよう、生活環境の配慮に努めること。

(エ) 本事業を利用する児童が出来る限り、日常的な学校生活を送れるよう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うこと。

(オ) 受入を行った実施施設等は、児童のケアを行うとともに、市町村や関係機関と連携して、保護者の抱える課題や意向を丁寧に確認し、親子関係の改善に向けた調整を行うこと。

(カ) 市町村は、支援を終結する際は、当初想定した利用日数をもって一律に終結するのではなく、直近の保護者・家庭の状況や子どもの

意向を十分に勘案したうえで終結させること。保護者・家庭の状況や子どもの意向を踏まえ、支援を終結させることが適当でないと判断した場合には、利用日数の延長を行うとともに、必要に応じて、児童相談所とも連携のうえ一時保護の検討を行うこと。

(4) 利用者負担軽減支援

① 事業内容

(2) 及び (3) に規定する支援の利用を希望する家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する。

② 対象者

(2) 及び (3) による支援を受けている児童の保護者であって、以下のいずれかに該当する保護者。

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第14号）第6条第1項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額77,101円未満世帯（年収360万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が77,101円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、子育て短期支援事業の利用を促した者であって、子育て短期支援事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯（アからウに掲げる者を除く。）

③ 実施要件

ア 所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援利用に伴い把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。

イ 補助対象とする利用料には施設利用中の食事代を含めて差し支えない。

ウ ②イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。

④ 子育て短期支援事業の実施者による代理請求・代理受領について

市町村は、子育て短期支援事業の実施者に対して、あらかじめ②に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該実施者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該実施者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

3 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

4 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 専任人員配置支援

1施設当たり 年額6,433千円

② 親子入所等支援

延べ利用日数 × 日額9,580円

③ 入所希望児童支援

延べ利用日数 × 日額4,740円

④ 利用者負担軽減支援

ア 生活保護世帯 日額5,000円

イ 住民税非課税世帯 日額4,000円

ウ 住民税所得割課税額77,101円未満世帯 日額3,500円

エ その他、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯 日額2,500円

(2) 補助率

国 1 / 3、道 1 / 3、市町村 1 / 3

5 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

6 留意事項

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（令和5年9月7日こ成事第481号子ども家庭庁長官通知の別紙）に基づく交付金の補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

一時預かり利用者負担軽減事業

1 事業の目的

保育所等を利用していない家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者の疾病や冠婚葬祭といった急な預かりニーズへの対応だけではなく、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減する目的も含めた一時預かり事業等の利用を促進することが求められている。

このため、所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等（以下「低所得世帯等」という。）における一時預かり事業等の利用者負担を軽減することにより、低所得世帯等の一時預かり事業等の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

低所得世帯等の児童が、一時預かり事業（「一時預かり事業実施要綱」（「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号）の別紙）及び保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業（「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第4号）の別紙に基づき市町村等が実施する事業に限る。以下同じ。）（以下「一時預かり事業等」という。）に基づき市町村等が実施する一時預かり事業に限る。以下同じ。）による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補助する事業。

(2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(3) 事業の対象となる一時預かり事業

事業の対象となる一時預かり事業は、「一時預かり事業実施要綱」の「4. 実施方法」に定める事業類型のうち、次の①から④に該当する一時預かり事業とする。ただし、「緊急一時預かり」を除く。

- ① 4（1）に定める「一般型」
- ② 4（4）に定める「余裕活用型」
- ③ 4（5）に定める「居宅訪問型」
- ④ 4（6）に定める「地域密着Ⅱ型」

(4) 事業の対象者

事業の対象者は、一時預かり事業等による支援を受けた児童の保護者であって、次の①から④のいずれかに該当する者とする。

- ① 一時預かり事業等による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第14号）第6条第1項に規定する被保護者である場合
- ② 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（①に掲げる者を除く。）
- ③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が7万7,101円未満である場合（①及び②に掲げる者を除く。）
- ④ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業等の利用を促した者であって、一時預かり事業等に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合（①か③ウに掲げる者を除く。）

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 一時預かり事業等を行う者による代理請求・代理受領について

市町村は、一時預かり事業等を行うもの（以下「事業者」という。）に対して、あらかじめ2（4）に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者を支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者を支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

4 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ① 2（4）①に定める対象者 児童1人当たり日額3,000円
- ② 2（4）②に定める対象者 児童1人当たり日額2,400円
- ③ 2（4）③に定める対象者 児童1人当たり日額2,100円
- ④ 2（4）④に定める対象者 児童1人当たり日額1,500円

(2) 補助率

国1/3、道1/3、市町村1/3

5 対象経費

扶助費、補助金、負担金、委託料

6 留意事項

2(4)②及び③に定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、保育料と同様に、当該年度の4月から8月までは前年度の市町村民税により、9月以降は当該年度の市町村民税により判定する場合のほか、通年分を4月現在の市町村民税をもって判定するなどの場合も国庫補助の対象とする。

別添 1 4

妊婦訪問支援事業

1 事業の目的

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

2 事業内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦や妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に妊婦の状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、妊婦健康診査の受診を促すとともに、産前・産後サポート事業等必要な支援に繋ぐ。

3 対象者

- (1) 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦
- (2) 妊婦健診未受診の妊婦
- (3) その他、継続的に状況を把握することが必要な妊婦

4 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

5 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

6 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 活動費	訪問1件あたり	9,080円
② 民間へ委託する場合の事業費	年額	564,000円

(2) 補助率

国1/2、市町村1/2

7 対象経費

妊婦訪問支援事業を実施する場合に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る）、報償費、共済費、旅

費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等

8 留意事項

- (1) 妊婦の家庭を訪問する者は、助産師、保健師、看護師、その他本事業を実施するに当たり市町村が適当と認める者とする。
- (2) 妊婦の状況に応じ、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係者や関係機関と連絡調整の上、必要な支援を提供するものとする。

特定妊婦等支援整備事業

1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦（以下、特定妊婦等という）に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に要する費用の一部を支援することにより、特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備を目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

特定妊婦等に対して、必要な支援を受けながら、安心して妊娠・出産、産後の生活等を考えることができる居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

(2) 事業の実施主体

市及び福祉事務所設置町村（以下、市等という。）

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市等又は市等が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本體工事	1世帯当たり 9,378千円
特殊附帯工事	1施設当たり 18,097千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 13,218千円
解体撤去工事	1世帯当たり 453千円
仮施設整備工事	1世帯当たり 826千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金に

おける地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（令和5年8月22日こ成事第435号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国2/3、市等1/12、事業者1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
<p>特殊附帯工事費</p>	<p>特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>地域交流スペース</p>	<p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保す</p>

加算	る整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としない。
- ① 土地の買収又は整地に関する費用
 - ② 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
 - ③ 職員の宿舎に要する費用
 - ④ その他施設整備費として適当と認められない費用
- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。
- (3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

特定妊婦等支援臨時特例事業

1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦（以下、特定妊婦等という）に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心して生活を行うことができるよう支援する。

2 事業の実施主体

市及び福祉事務所設置町村（以下、市等という。）

なお、3の（1）及び3の（2）②の事業については全部又は一部を、3の（2）

①の事業については一部を、市等が認めた者への委託等を行うことができる。

3 事業の内容

（1）特定妊婦等支援事業

特定妊婦等が通所または入所により安心して生活を行うことのできる居場所を提供し、特定妊婦等が抱える妊娠・出産、出産後の生活に係る不安等に対する相談支援や、看護師等の専門性を活かした助言等を行うとともに、医療機関等その他関係機関へのつなぎの支援を実施する。（※1）

なお、実施事業所は児童相談所・市町村・医療機関・母子生活支援施設・就業支援機関等の関係機関と情報共有を行い、連携して支援を行うこと。

あわせて、特定妊婦等がメンタルケア等の心理的支援や法律相談支援が必要な場合には必要に応じて嘱託契約その他方法により支援を行う。

① 実施場所

母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、医療機関、その他市等が妊産婦支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

② 実施体制

支援の実施に当たり、以下の（i）～（iii）の職員を配置して行う支援のほか、必要に応じて（iv）の支援を行う。

（i）支援コーディネーター（管理者）

ア 特定妊婦等に対する妊娠・出産に関する不安や葛藤に関する相談支援や、出産後自立するまでの間安心して過ごす居場所の提供等、特定妊婦等への支援に関するマネジメントの実施

イ 児童相談所や市町村、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携や支援計画の策定（※2、3）

ウ その他、看護師等や母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実施

- (ii) 看護師、助産師、保健師（以下、看護師等という。）
 - ア 専門性を活かした出産に向けた身体と心のケアや体調管理等の医療的な支援の実施
 - イ 産科医療機関への同行支援等の産科受診等支援
 - ウ その他、支援コーディネーターや母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実施
- (iii) 母子支援員
 - ア 特定妊婦等への家事・育児等の日常生活上の援助の実施
 - イ 出産後の母子の自立に向けた相談支援や、行政手続の同行支援、就労支援機関への同行支援の実施
 - ウ その他、支援コーディネーターや看護師等と連携した特定妊婦等への支援の実施
- (iv) 心理療法連携支援・法律相談連携支援
 - メンタルケア等の心理的支援や配偶者とのトラブル等法律相談支援が必要な特定妊婦等に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援の実施
 - (※1) 特定妊婦等の健康状況等を勘案して、通所が困難な場合には、事業の実施に携わる支援コーディネーターや看護師等、母子支援員などが訪問して支援を実施するよう努めること。
 - (※2) 支援計画とは、支援実施事業所における支援対象者への支援内容を中心に考えたものとする。
 - (※3) 支援計画の策定にあたっては、特定妊婦等の意向も十分に確認すること。また、策定の中で特定妊婦等が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応すること。
- (2) 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業
 - 事業の実施にあたっては、以下の①及び②の取り組みを実施するものとする。
 - ① 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催
 - (i) 実施主体は、市等、特定妊婦等支援事業所、医療機関、福祉支援機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場を設置し、各地域における特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦への支援に必要な事項の協議を実施する。
 - (ii) 連絡協議会は年4回以上を目途として開催するものとする。
 - (iii) 報告された実態調査の結果に基づき、実施主体における特定妊婦等の支援の体制の評価・検討を行うとともに支援ニーズに則した支援体制の構築を検討すること。
 - ② 市等が特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

事業の実施にあたっては、以下の（i）～（iii）を実施するものとする。

- （i）実態調査やヒアリングの実施にあたっては、以下の項目を参考とし、各地域の実情を考慮した上で連絡協議会にて項目を策定するものとする。
 - a. 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦数
 - b. 支援を必要とする妊産婦を把握した方法
 - c. 支援ニーズ
 - d. 支援を必要とする妊産婦の相談内容（出産支援、就労支援、中絶後のメンタルケアなど）
 - e. 支援実施後の連携先等（母子生活支援施設入所など）
 - f. 公的なサポートへの意見・要望
 - g. その他、各地域における特定妊婦等への支援に必要な情報
- （ii）調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、特定妊婦や支援実施事業所が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- （iii）実態調査により得られた結果は、連絡協議会に報告すること。

4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

5 補助基準額・補助率

（1）補助基準額

① 特定妊婦等支援事業

- （i）基本分 1施設当たり 30,979千円
- （ii）心理療法連携支援 1施設当たり 887千円
- （iii）法律相談連携支援 1施設当たり 887千円
- （iv）開設準備費支援 1施設当たり 4,000千円（上限額）
- （v）賃借料支援 1施設当たり 3,000千円（上限額）

② 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業 1市等当たり 5,085千円

（2）補助率

- ① 指定都市・中核市・児童相談所設置市が実施する場合
国1/2、指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2
- ② ①以外の市及び福祉事務所設置町村が実施する場合
国1/2、道1/4、市及び福祉事務所設置町村町村1/4

6 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

7 留意事項

他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

社会的養護自立支援整備事業

1 事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境の整備を図るため、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に要する費用の一部を支援し、もって社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

以下に掲げる社会的養護経験者等に対して、関係機関と連携して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

- ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、指定都市等が自立支援が必要であると認める者

(2) 事業の実施主体

指定都市、児童相談所設置市（以下、指定都市等という。）

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

指定都市等又は指定都市等が適当と認めた者

(4) 整備事業

事業所の整備に当たっては、以下の①～⑤の設備を設けるものとする。

- ① 社会的養護経験者等が集まることができる設備
- ② 相談室
- ③ 社会的養護経験者等が一時的に生活できる居室
- ④ 事務室
- ⑤ その他、自立支援の実施に必要な設備

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本體工事	1 施設当たり 18,992千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 18,097千円

地域交流スペース加算	1施設当たり 13,218千円
解体撤去工事	1施設当たり 1,080千円
仮施設整備工事	1施設当たり 1,917千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（令和5年8月22日こ成事第435号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国2/3、市等1/12、事業者1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅

	<p>費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。</p>
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費(改築・大規模修繕等の場合が対象) ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存の建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合

振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。

- (3)「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

社会的養護自立支援実態把握事業

1 事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、指定都市、児童相談所設置市（以下、指定都市等という。）が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

2 事業の内容

以下の（１）及び（２）の取り組みを行う。

（１）自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催

（２）指定都市等が以下に掲げる社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

- ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、指定都市等が自立支援が必要であると認める者

3 事業の実施主体

指定都市等

ただし、２（１）の事業については一部を、２（２）の事業については全部又は一部を、指定都市等が認めた者（社会福祉法人、NPO法人等）に委託を行うことができる。

4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

5 実施要件

（１）自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催

事業の実施にあたっては、以下の①～④を実施するものとする。

- ① 実施主体は、指定都市等、社会的養護自立支援事業所、医療機関、社会的養護経験者、福祉支援機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場を設置し、各地域における自立支援の提供に必要な事項の協議を実施する。
- ② 連絡協議会の委員は原則実施主体が選定することとするが、社会的養護経

験者を委員とするなど、社会的養護経験者の意見を聞く機会を設けること。

- ③ 連絡協議会は年4回以上を目途として開催するものとする。
- ④ 報告された実態調査の結果に基づき、実施主体における自立支援の体制の評価・検討を行うとともに支援ニーズに則した支援体制の構築を検討すること。

(2) 指定都市等が社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

事業の実施にあたっては、以下の①～④の取組を実施するものとする。

- ① 実態調査やヒアリングの実施にあたっては、以下の項目を参考とし、各地域の実情を考慮したうえで連絡協議会にて項目を策定するものとする。
 - (i) 就労・就学の状況
 - (ii) 住まい・家計の状況
 - (iii) 健康状態・医療サービスの提供状況
 - (iv) 生活していた施設等とのつながり・相談相手の有無等
 - (v) 最後に生活していた施設等から受けたサポートの内容と評価
 - (vi) 公的なサポートへの意見・要望
 - (vii) 措置には至らないが、要保護児童対策地域協議会、保護施設、地域支援機関等につながり支援を受けている、支援が必要な者の人数
 - (viii) 措置解除時の自立支援計画に基づく支援の必要性がある社会的養護経験者の人数
 - (ix) その他、各地域における自立支援の提供に必要な情報
- ② 調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、社会的養護経験者等が回答を行うことが困難にならないよう留意すること
- ③ 実態調査により得られた結果は(1)の連絡協議会に報告すること。
- ④ 調査を実施したが、回答を得られなかった社会的養護経験者等に対しては、入所していた施設等の協力を得る等して、所在の確認等の実態把握に努めること。

6 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1 指定都市等当たり 3,000千円(年額)

(2) 補助率

国1/2、指定都市等1/2

7 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金

8 留意事項

- (1) 本事業の実施により得られた結果は、指定都市等が策定する都道府県社会的養育推進計画への反映を検討すること。
- (2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

児童相談所一時保護施設整備事業

1 事業の目的

定員超過解消のため一時保護施設の創設等による定員拡大を図るための施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもが適切な環境で生活できるような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

施設の定員拡大を図るため、新設、修理、改造を実施する事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を（3）に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）

(2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設。

(3) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和4年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた指定都市及び児童相談所設置市（以下、「指定都市等」という。別添19の2、別添19の3、別添19の4において同じ。）。

(4) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

- ① 本体工事については、定員規模による定額
- ② 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ③ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象
- ④ 対象となる一時保護施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振

興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

(2) 補助率

国9/10、指定都市等1/10

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、大規模修繕等（定員増を伴うものに限る。）、増築、増改築

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産備品購入費（PFI事業に限る。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交

付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。

一時保護専用施設整備事業

1 事業の目的

一時保護施設の定員が超過している自治体において、その解消のため、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置し、児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実を図るための整備に要する費用の一部を補助することにより、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境で保護することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

児童養護施設等において、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために、

- ① 指定都市等が必要な整備を行う事業（PFI事業含む。）
- ② 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は指定都市等が認めた法人（児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業所に限る。）（以下「社会福祉法人等」と言う。）

が設置する施設に係る施設整備に対し、指定都市等が補助する事業を実施すること。

※ 「指定都市等が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する指定都市等が認めた法人をいう。

(2) 整備対象施設

- ① 児童福祉法第7条に基づく乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設
- ② 同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所
- ③ 同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所

(3) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和4年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた指定都市等。

(4) 整備対象施設の設置主体

- ① 2(2)の①の施設
指定都市等又は社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人

② 2(2)②、③の施設

指定都市等又は社会福祉法人等

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

- ① 本体工事については、定員規模による定額
- ② 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ③ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象
- ④ 対象となる児童養護施設等が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算
- ⑤ 財政上の特別措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「一時保護専用施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

(2) 補助率

設置主体	国	指定都市等	設置主体（社会福祉法人等）
2(1)の①の事業の場合	9/10	1/10	—
2(1)の②の事業の場合	7/10	1/20	1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、大規模修繕等（定員増を伴うものに限る。）、増築、増改築、改築

4 対象経費

種目	対象経費

<p>本体工事費</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（５（１）に定める費用を除く）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産備品購入費（ＰＦＩ事業に限る。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
<p>特殊附帯工事費</p>	<p>特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和５年６月１５日こ成事第３３１号・こ支虐第６９号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。

別添 19 の 3

児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業

1 事業の目的

児童相談所一時保護所における児童の心理的負担を軽減するために筆塤改修等を実施することにより、一時保護児童の生活向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

児童相談所一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新を行う事業（定員増を伴うものに限る。）

(2) 対象施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設。

(3) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和 4 年 2 月 21 日付け子家発 0221 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた指定都市等。

(4) 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、改修については令和 5 年度中に改修に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、改修が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

1 か所あたり 8,000 千円

(2) 補助率

国 9 / 10、指定都市等 1 / 10

(3) 対象経費

児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業を実施するために必要な報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費、及び賃借料等

4 対象事業の制限

本事業については、事業を行う施設 1 か所につき 1 回限りとすること。ただし、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

。

一時保護専用施設改修費支援事業

1 事業の目的

一時保護を行う際は、一人一人の子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。このため、一時保護所において必要な定員設定・整備を行うほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用する等により適切な支援を確保する必要があることから、当該施設等の改修費用を支援することにより、一時保護専用施設の設置促進を図るものである。

2 事業の内容

(1) 事業内容

「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために、必要な改修を行う事業。なお、改修を行っている期間において生じる賃借料についても補助対象とする。

(2) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和4年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた指定都市等。

(3) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、改修については令和5年度中に改修に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、改修が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

1か所あたり 21,900千円

改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算。

(2) 補助率

国9/10、指定都市等1/10

(3) 対象経費

児童養護施設等を改修し、一時保護専用施設を設置する場合に必要な改修費、設備整備費、賃借料及び備品購入費。

4 留意事項

施設等の改修費用について、一時保護専用施設整備事業の対象となるものについては、本事業の補助対象外となる。

。

別表（補助基準額表）

（通則）

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

保育サービス等の充実

（1）保育所等整備事業

ア 保育所緊急整備事業

<本体工事>

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	119,200	131,100
定員21～30名	124,800	137,600
定員31～40名	145,300	159,700
定員41～70名	165,600	182,200
定員71～100名	215,200	236,800
定員101～130名	258,800	284,700
定員131～160名	299,600	329,600
定員161～190名	340,200	374,400
定員191～220名	378,300	415,900
定員221～250名	418,800	460,800
定員251名以上	465,500	512,000
特殊附帯工事	18,040	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	62
	定員21～30名	47
	定員31～41名	41
	定員41～70名	35
	定員71～100名	29
	定員101～130名	23
	定員131～160名	22
定員161名以上	21	
土地借料補助加算	26,700	

地域の余裕スペース 活用促進加算	標準	都市部
	3,970	4,330

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除した数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。

※幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額（注）」で算定すること。

（注）幼稚園部分の基準額：認定こども園整備事業（文部科学省関係分）の特殊附帯工事の基準額（又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を負担割合で割り戻した額）

保育所緊急整備事業（待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	119,200	131,100
定員21～30名	124,800	137,600
定員31～40名	145,300	159,700
定員41～70名	165,600	182,200
定員71～100名	215,200	236,800
定員101～130名	258,000	284,700
定員131～160名	299,600	329,600
定員161～190名	340,200	374,400
定員191～220名	378,300	415,900
定員221～250名	418,800	460,800
定員251名以上	465,500	512,000
特殊附帯工事	18,050	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%	

保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	62
	定員21～30名	47
	定員31～41名	41
	定員41～70名	35
	定員71～100名	29
	定員101～130名	23
	定員131～160名	22
定員161名以上	21	
土地借料補助加算	52,200	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	16,900	18,600

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除した数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日成事第423号）を準用して整備すること。

※幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額（注）」で算定すること。

（注）幼稚園部分の基準額：認定こども園整備事業（文部科学省関係分）の特殊附帯工事の基準額（又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を負担割合で割り戻した額）

保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	157,200	173,000
定員21～30名	164,800	181,400

定員31～40名	191,900	210,900
定員41～70名	218,600	240,700
定員71～100名	284,100	312,500
定員101～130名	341,600	375,800
定員131～160名	395,500	435,200
定員161～190名	449,300	494,200
定員191～220名	499,400	548,900
定員221～250名	552,900	608,300
定員251名以上	614,500	675,900
特殊附帯工事	23,700	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	62
	定員21～30名	47
	定員31～41名	41
	定員41～70名	35
	定員71～100名	29
	定員101～130名	23
	定員131～160名	22
	定員161名以上	21
土地借料補助加算	35,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	5,110	5,640

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除した数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊

附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。

※幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額（注）」で算定すること。

（注）幼稚園部分の基準額：認定こども園整備事業（文部科学省関係分）の特殊附帯工事の基準額（又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を負担割合で割り戻した額）

保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	157,200	173,000
定員21～30名	164,800	181,400
定員31～40名	191,900	210,900
定員41～70名	218,600	240,700
定員71～100名	284,100	312,500
定員101～130名	341,600	375,800
定員131～160名	395,500	435,200
定員161～190名	449,300	494,200
定員191～220名	499,400	548,900
定員221～250名	552,900	608,300
定員251名以上	614,500	675,900
特殊附帯工事	23,700	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	62
	定員21～30名	47
	定員31～41名	41
	定員41～70名	35
	定員71～100名	29
	定員101～130名	23
	定員131～160名	22
定員161名以上	21	
土地借料補助加算	68,500	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1	
地域の余裕スペース	標準	都市部

活用促進加算	21,820	24,130
--------	--------	--------

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除した数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日成事第423号）を準用して整備すること。

※幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額（注）」で算定すること。
（注）幼稚園部分の基準額：認定こども園整備事業（文部科学省関係分）の特殊附帯工事の基準額（又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を負担割合で割り戻した額）

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,384	2,625	4,248	4,673
定員21～30名	2,705	2,975	5,185	5,704
定員31～40名	3,606	3,968	6,286	6,914
定員41～70名	4,539	4,994	8,731	9,604
定員71～100名	6,401	7,042	1,396	14,406
定員101～130名	7,682	8,451	15,716	17,288
定員131～160名	9,604	10,564	19,646	21,610
定員161～190名	11,524	12,678	21,481	23,629
定員191～220名	13,446	14,790	25,060	27,566
定員221～250名	15,367	16,904	28,641	31,505
定員251名以上	17,288	19,018	32,221	35,445

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除した数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,384	2,625	4,248	4,673
定員21～30名	2,705	2,975	5,185	5,704
定員31～40名	3,606	3,968	6,286	6,914
定員41～70名	4,539	4,994	8,731	9,604
定員71～100名	6,401	7,042	13,396	14,406
定員101～130名	7,682	8,451	15,716	17,288
定員131～160名	9,604	10,564	19,646	21,610
定員161～190名	11,524	12,678	21,481	23,629
定員191～220名	13,446	14,790	25,060	27,566
定員221～250名	15,367	16,904	28,641	31,505
定員251名以上	17,288	19,018	32,221	35,445

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除した数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

イ 小規模保育整備事業

<本体工事>

単位：千円

基準額（1施設当たり）	
-------------	--

	標準	都市部
定員20名以下	119,200	131,100
特殊附帯工事	18,050	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%	
小規模保育事業所 開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	62	
土地借料補助加算	26,700	
	標準	都市部
地域の余裕スペース 活用促進加算	3,970	4,330

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除した数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日成事第423号）を準用して整備すること。

小規模保育整備事業（待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	119,200	131,100
特殊附帯工事	18,050	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%	
小規模保育事業所 開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	62	
土地借料補助加算	52,200	
定期借地権設定のた めの一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1	
	標準	都市部
地域の余裕スペース		

活用促進加算	16,900	18,600
--------	--------	--------

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除した数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日成事第423号）を準用して整備すること。

小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	157,200	173,000
特殊附帯工事	23,700	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	62	
土地借料補助加算	35,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	5,110	5,640

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除した数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日成事第423号）を準用して整備すること。

小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて
緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	157,200	173,000
特殊附帯工事	23,700	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	62	
土地借料補助加算	68,500	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	基準	
	標準	都市部
	21,820	24,130

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除した数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,384	2,625	4,248	4,673

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除した数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	3,147	3,462	5,607	6,168

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除した数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

（2）認定こども園整備等事業

○認定こども園整備事業

＜本体工事＞

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、（別表）補助基準額表の1（1）保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。また、特殊附帯工事の対象事業については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）別紙に掲げる対象事業と同様とする。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1. 特殊附帯工事対象事業のうち、「資源有効活用整備費」・「消融雪設備整備」を行う場合
整備後の幼稚園部分（1号認定の子どもに係る部分）の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額（千円未満切捨）を認定こども園整備事業の基準額とすること。
2. 特殊附帯工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合
「屋外教育環境整備」は認定こども園整備事業における対象事業であるため、基準額については認定こども園整備事業に計上すること。
3. 特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備費」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合
次の手順により、基準額の按分を行うこと。
 - ① 「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額（千円未満切捨）を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。
 - ② 整備後の幼稚園部分（1号認定の子どもに係る部分）の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額（千円未満切捨）を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事」に係る基準額（1号認定子ども分）とすること。
 - ③ 「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事（1号認定子ども分）」に係る基準額の

① 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、次の表のとおりとする。

② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位：千円

区 分	基準額（1施設当たり）
定員20名以下	83,300
定員21～30名	87,400
定員31～40名	101,500
定員41～70名	116,000
定員71～100名	150,400
定員101～130名	181,100
定員131～160名	209,600
定員161～190名	238,200
定員191～220名	264,500
定員221～250名	293,100
定員251名以上	325,700

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て）

※離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合に限る。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除した数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

区 分	基準額（1施設当たり）
定員20名以下	109,900
定員21～30名	115,400

定員31～40名	134,200
定員41～70名	153,100
定員71～100名	198,600
定員101～130名	239,000
定員131～160名	276,800
定員161～190名	314,500
定員191～220名	349,300
定員221～250名	387,000
定員251名以上	430,000

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て）

※離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合に限る。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除した数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

- ① 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、（別表）補助基準額表の1（1）保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位：千円

区 分	基準額（1施設当たり）	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	1,669	2,972
定員21～30名	1,893	3,630
定員31～40名	2,523	4,399
定員41～70名	3,177	6,110

定員71～100名	4,479	9,166
定員101～130名	5,376	11,001
定員131～160名	6,722	13,750
定員161～190名	8,067	15,034
定員191～220名	9,413	17,542
定員221～250名	10,756	20,048
定員251名以上	12,103	22,554

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て）

※離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合に限る。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除した数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

区 分	基準額（1施設当たり）	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	2,203	3,924
定員21～30名	2,499	4,790
定員31～40名	3,332	5,806
定員41～70名	4,192	8,066
定員71～100名	5,914	12,103
定員101～130名	7,097	14,519
定員131～160名	8,872	18,152
定員161～190名	10,649	19,846
定員191～220名	12,423	23,155
定員221～250名	14,200	26,461
定員251名以上	15,972	29,771

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て）

※離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、

不離高嶽興業（昭和三十九年法律第147号）第4条第1項の規定に基づき指定された不離高嶽興業対策地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合に限る。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除した数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

(3) 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等

	基準額
幼児教育・保育無償化円滑化事業	知事が必要と認めた額

(4) 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

① (略)

基準額
別添5に定める額

② 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

基準額
別添6に定める額

③ 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

基準額
別添7に定める額

④ 保護者支援臨時特例事業

基準額
別添8に定める額

⑤ 子どもの居場所支援整備事業

基準額
別添9に定める額

⑥ 子どもの居場所支援臨時特例事業

基準額
別添10に定める額

⑦ 子育て短期支援整備事業

単位：千円

種目	単位	基準額
本体工事	1人当たり	2,638
初度設備相当加算	1人当たり	104
特殊附帯工事	1施設当たり	18,097
地域交流スペース加算	1施設当たり	13,218
解体撤去工事	1人当たり	131
仮施設整備工事	1人当たり	236

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成20年6月12日雇児発第0612004号）を準用して整備すること。

※地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等をはかるためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612008号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く。）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

⑧ 子育て支援臨時特例事業

基準額
別添12に定める額

⑨ 一時預かり利用者負担軽減事業

基準額
別添 1 3 に定める額

⑩ 妊婦訪問支援事業

基準額
別添 1 4 に定める額

⑪ 特定妊婦等支援整備事業

基準額
別添 1 5 に定める額

⑫ 特定妊婦等支援臨時特例事業

基準額
別添 1 6 に定める額

⑬ 社会的養護自立支援整備事業

基準額
別添 1 7 に定める額

⑭ 社会的養護自立支援実態把握事業

基準額
別添 1 8 に定める額

⑮-1 児童相談所一時保護施設整備事業

<本体工事>

単位：千円

	単位	基準額
児童相談所一時保護施設本体	1 人当たり	28, 249

親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	14,703
初度設備相当加算	1人当たり	244
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
心理療法室整備加算	1施設当たり	76,539

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で子ども家庭庁長官が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日子ども家庭庁成育局長通知）に準ずるものとする。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護説の個別対応加算について」（令和5年8月22日こ成事第438号）によるものとする。

（児童相談所一時保護施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	単位	基準額
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	37,667
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	19,604
初度設備相当加算	1人当たり	325
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,758
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	5,517
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	8,275
心理療法室整備加算	1施設当たり	102,052

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（平成20年6月12日雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を準ずるものとする。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護説の個別対応加算について」（令和5年8月22日こ成事第438号）によるものとする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

	単位	標準	津波避難対策金融事業計画に基づく事業の場合
解体撤去工事	1人当たり	480	633
仮施設整備工事	1人当たり	867	1,144
特殊附帯工事	1施設当たり	—	49,582

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

⑮-2 一時保護専用施設整備事業

<本体工事>

単位：千円

	単位	基準額
乳児院本体	1人当たり	4,712
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	122
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	55
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,594
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,269
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,295
初度設備相当加算	1人当たり	105
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,130
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,625
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,351
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	17,060
初度設備相当加算	1世帯当たり	122
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494

	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
	心理療法室整備加算	1施設当たり	38,269
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	9,378
	初度設備相当加算	1世帯当たり	105
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,625
	母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,332
	初度設備相当加算	1人当たり	32
児童養護施設本体		1人当たり	7,210
	初度設備相当加算	1人当たり	122
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	11,192
	心理療法室整備加算	1施設当たり	38,269
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,638
	初度設備相当加算	1人当たり	105
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,625
	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	423
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,351
児童心理治療施設本体		1人当たり	8,530
	初度設備相当加算	1人当たり	122
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,344
	心理療法室整備加算	1施設当たり	58,819
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,351

	母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	3,557
	初度設備相当加算	1人当たり	100
児童自立支援施設本体		1人当たり	10,132
	初度設備相当加算	1人当たり	122
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	11,923
	心理療法室整備加算	1施設当たり	38,269
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,351
	通所部門整備加算	1人当たり	3,557
	初度設備相当加算	1人当たり	100
小規模住居型児童養育事業所		1人当たり	10,250
	初度設備相当加算	1人当たり	122
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
児童自立生活援助事業所		1人当たり	9,354
	初度設備相当加算	1人当たり	122
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内でこども家庭庁長官が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱について」（こ成事第433号令和5年8月22日こども家庭庁成育局長通知）に準ずるものとする。

※母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の基準額を適用する。

※児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の基準額を適用する。

※「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護説の個別対応加算について」（令和5年8月22日こ成事第438号）によるものとする。

（一時保護専用施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	単位	基準額
乳児院本体	1人当たり	4,797
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	124
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,677
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,958
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,319
初度設備相当加算	1人当たり	107
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,151
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,654
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,484
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	17,368
初度設備相当加算	1世帯当たり	124
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,958
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	9,546
初度設備相当加算	1世帯当たり	107
病児・病後児保育事業のための保育室等	1人当たり	1,654

	を整備する場合	1人当たり	1,007
	母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,374
	初度設備相当加算	1人当たり	32
児童養護施設本体		1人当たり	7,339
	初度設備相当加算	1人当たり	124
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	11,394
	心理療法室整備加算	1施設当たり	38,958
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,686
	初度設備相当加算	1人当たり	107
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,654
	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	431
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,484
児童心理治療施設本体		1人当たり	8,684
	初度設備相当加算	1人当たり	124
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,530
	心理療法室整備加算	1施設当たり	59,877
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,484
	母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	3,622
	初度設備相当加算	1人当たり	102
児童自立支援施設本体		1人当たり	10,314
	初度設備相当加算	1人当たり	124
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205

	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	12,138
	心理療法室整備加算	1施設当たり	38,958
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,484
	通所部門整備加算	1人当たり	3,622
	初度設備相当加算	1人当たり	102
小規模住居型児童養育事業所		1人当たり	10,434
	初度設備相当加算	1人当たり	124
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
児童自立生活援助事業所		1人当たり	9,522
	初度設備相当加算	1人当たり	124
	一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
	個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
	個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
	個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内でこども家庭庁長官が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱について」（こ成事第433号令和5年8月22日こども家庭庁成育局長通知）に準ずるものとする。

※母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の基準額を適用する。

※児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の基準額を適用する。

※「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護説の個別対応加算について」（令和5年8月22日こ成事第438号）によるものとする。

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位：千円

	基準額（1人当たり）	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事

	標準	津波避難対策緊急事業	標準	津波避難対策緊急事業
乳児院	226	298	401	531
母子生活支援施設	828	1,094	1,504	1,987
児童養護施設	350	463	625	826
児童心理治療施設	401	531	757	1,001
児童自立支援施設	505	668	892	1,178
小規模住居型児童養育事業所	885	1,168	3,692	4,873
児童自立支援施設	788	1,041	3,277	4,326

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

<特殊附帯工事>

単位：千円

	単位	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業所、児童自立支援施設	1施設当たり	—	24,791

⑮-3 児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業

基準額
別添19-3に定める額

⑮-4 一時保護専用施設改修費支援事業

基準額
別添19-4に定める額